

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

介護事業における労働災害防止について

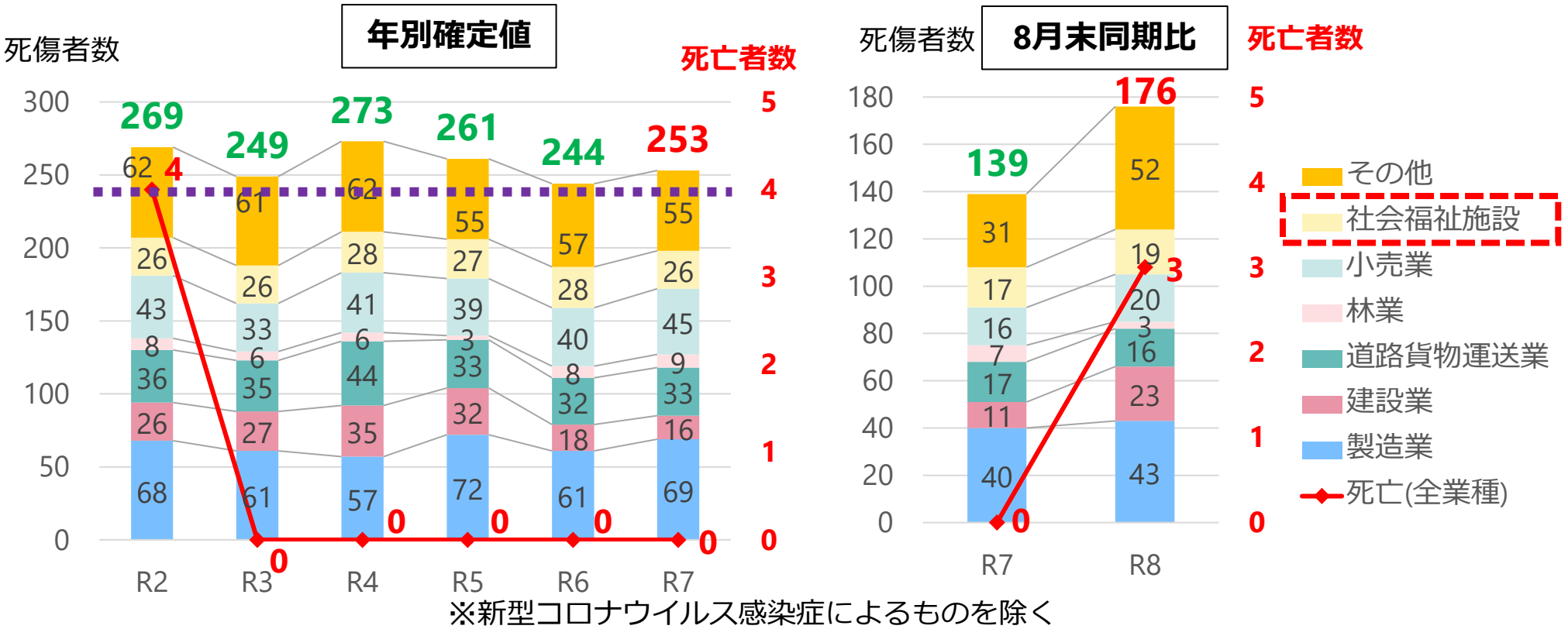
- 労働災害発生状況等
- 高年齢者労働災害防止の努力義務化(エイジフレンドリー指針)
- トピックス

松阪労働基準監督署
安全衛生課長　市田　智嗣

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害発生状況

松阪署　死傷災害(休業4日以上)発生件数の推移【業種】



※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

近年減少傾向にあったが、R6→R7は**9人増加(+3.7%)**。
建設業(-11.1%)・社会福祉施設(-7.1%)で減少した一方、**製造業(+13.1%)・小売業(+12.5%)は増加**。
目標は死亡災害ゼロ・死傷240人未満(アンダー240)。

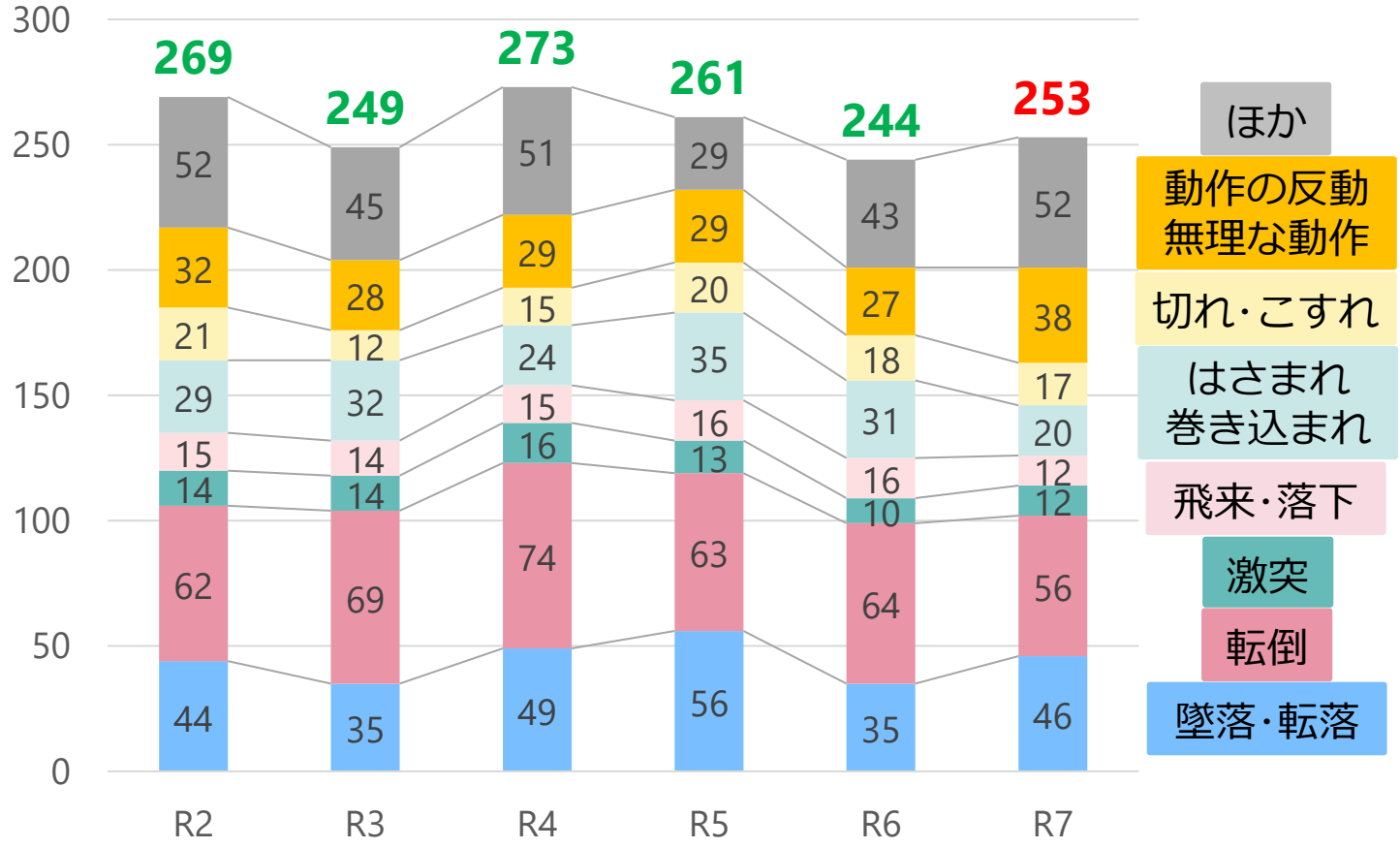
同期比でトータル**37人増加(+26.6%)**。
死亡災害が3件発生している(建設業、警備業、その他)。**社会福祉施設は2人増加(+11.8%)**。

労働災害発生状況

松阪署　死傷災害(休業4日以上)発生件数の推移【事故の型】

年別確定値

死傷者数



※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

R6→R7

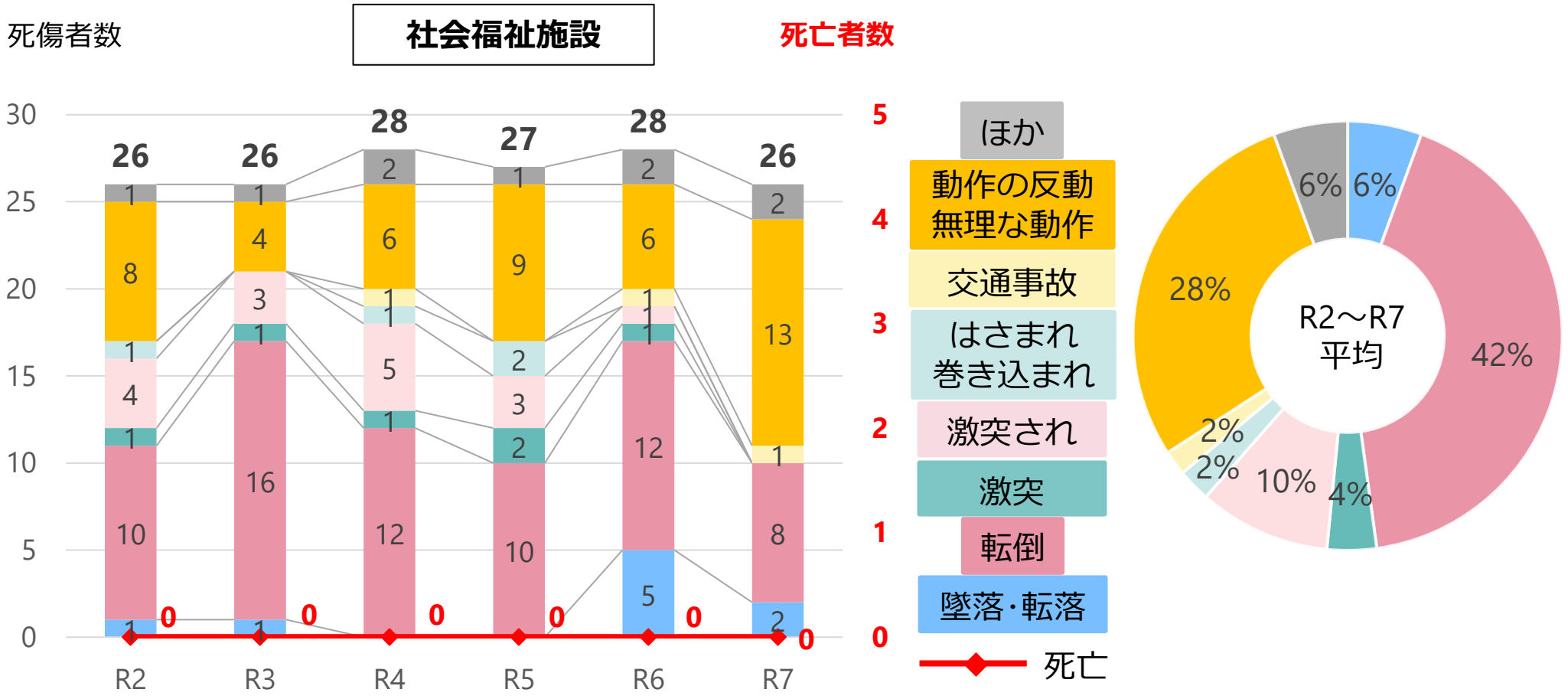
墜落·転落	+11人 (+31.4%)
転倒	-8人 (-12.5%)
はさまれ·巻き込まれ	-11人 (-35.4%)
動作の反動·無理な動作	+11人 (+40.7%)

◎**墜落·転落**
関係法令や社内ルールの遵守徹底を！

◎**動作の反動·無理な動作**
作業者の負担軽減と身体機能維持向上を！

労働災害発生状況

松阪署　社会福祉施設・事故の型別(R2～R7推移)



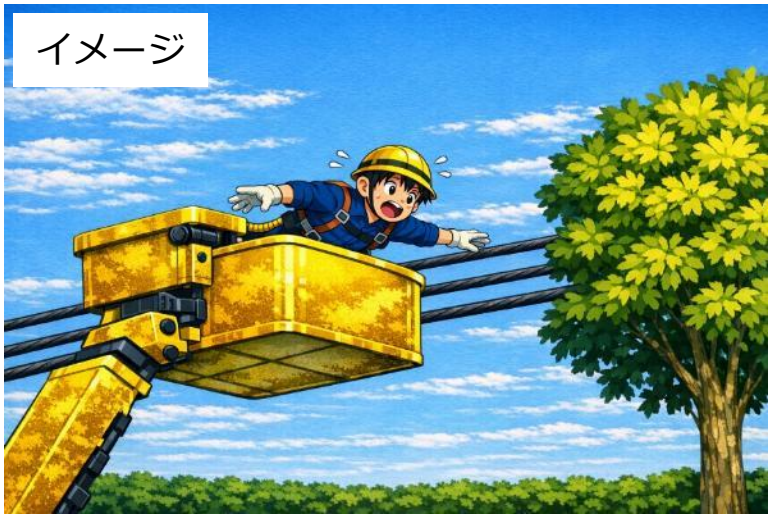
ここしばらく26～28人で横ばいとなっている。R2～R7の平均を見ると、毎年**転倒**が42%、**動作の反動・無理な動作**が28%と、合わせて**7割を占めている**。**転倒**や**動作の反動・無理な動作**といった**行動災害**(後述)の防止対策をより一層取り組む必要がある。

当署管内における災害事例(令和8年)①

高所作業車で立木の剪定中に電線に触れ、感電して死亡

被災者は、キャンプ場において、立木の剪定作業のため、**高所作業車をバケットに乗って運転していた**ところ、高さ約7.7mの位置で、**近くの電線(6,600V)に触れて感電した**。

災害発生時に剪定していた立木は元々作業を予定していなかったが、被災者の判断で、**電力会社等への連絡は行わないまま作業に当たっていた**。



- 高圧電線に接近したこと。

- 絶縁用防護具、絶縁用保護具等の感電防止措置が図られていなかったこと。

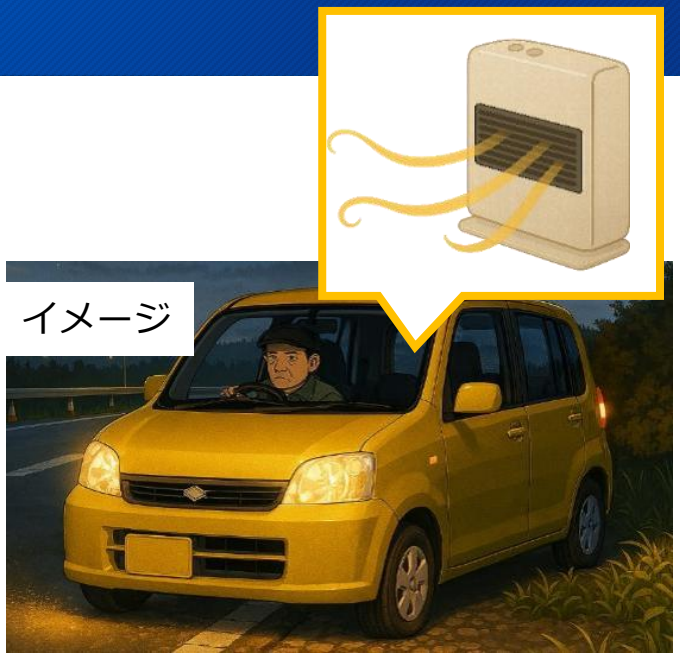
- 予定していない作業を行う、電力会社に連絡せず電線近くで作業を行う等、**十分な作業管理がなされていなかった**こと。

当署管内における災害事例(令和8年)②

車内でガスヒーターを使用し、一酸化炭素中毒で死亡

1月の夜間、太陽光発電施設の敷地を社用車で巡回警備していた被災者が、待機中に**車内でガスヒーター**(被災者の私物)**を使用した**ところ、車内に一酸化炭素が充満し、被災者は一酸化炭素中毒で死亡した。

災害発生時、被災者は**一人で業務に当たっていた**ため、翌朝になって車内で亡くなっている被災者が発見された。



- 車内でガスヒーターを使用したこと。
  - 冬季の業務における各作業者の暖の取り方は指示されていたのか？

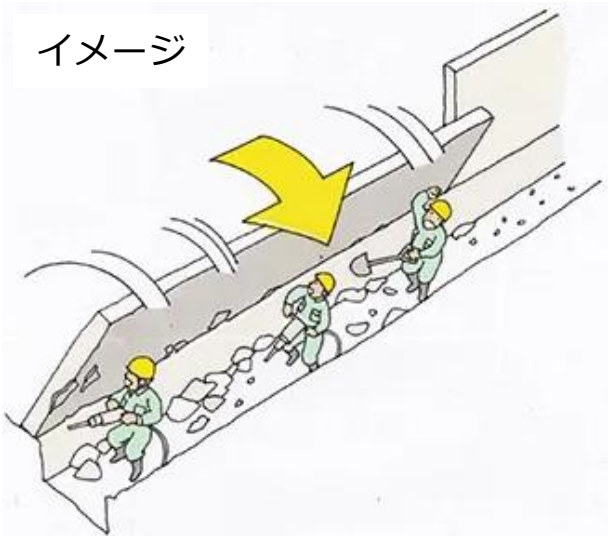
- 作業管理に不十分な点があったこと。
  - 定時報告等で、一人作業の作業者の状況を把握していたか？
  - 作業者の危険感受性の向上等、安全衛生教育を行っていたか？

当署管内における災害事例(令和8年)③

車庫の解体中、作業者が倒壊した壁の下敷きに

民家の車庫解体作業において、側壁1面(**高さ2.5m**)を残し、被災者2名が車庫内で木くずの選別を行っていたところ(**解体作業と廃材回収作業が同時に行われていた**)、強風によって当該側壁が倒れ、被災者らが下敷きとなり、骨盤骨折等を負った。

壁の倒壊防止措置、倒壊危険区域の明確化・立入禁止措置等は行われていなかった。また、災害発生当日、松阪市内では**強風注意報**が発令されていた。



- 壁の倒壊危険区域内で被災者らが作業を行っていたこと。
- 壁の倒壊防止措置、倒壊危険区域の明確化･立入禁止措置等が行われていなかったこと。
- 強風に対する作業実施可否の判断、崩壊･倒壊に対するリスク評価等、作業管理が不十分であったこと。

危険感受性とは…

何が危険か、**どうなると危険な状態になるのか**を**直観**的に**把握し**、危害の程度・発生確率を敏感に感じ取る能力をいいます。



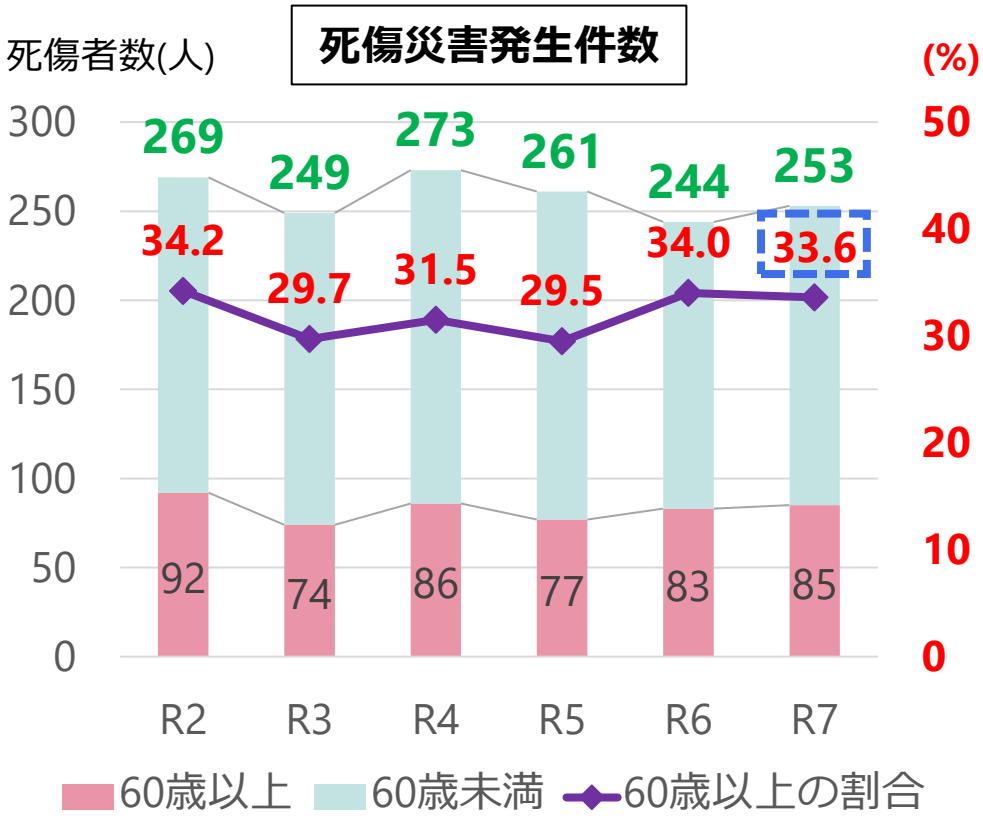
直観：類推をはさまず、**経験**や**知識**に基づき、
　　直接に本質を見抜くこと
直感：**感覚**によって瞬間的に感じとること

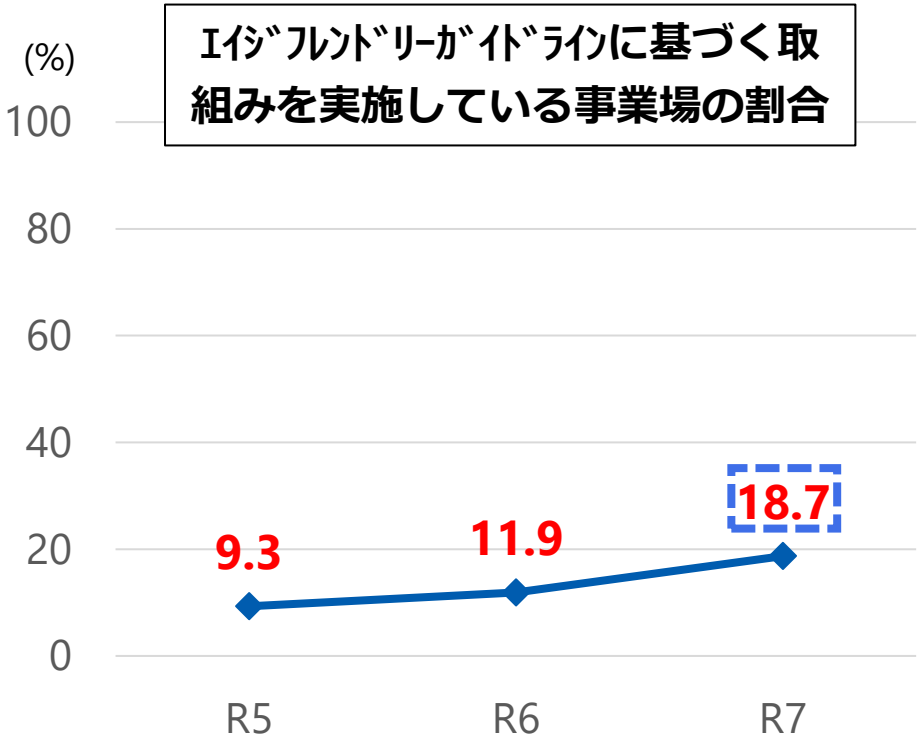
労働災害を防止するため、危険予知トレーニング、危険体感教育(疑似体験)等で危険感受性を高めましょう！

高年齢労働者をめぐる現状

「エイジフレンドリーガイドライン」とは
高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向け、事業者や労働者に取組みが求められる事項をまとめたもの(令和2年策定)。
補助金制度あり。

松阪署統計　死傷災害(休業4日以上)発生件数等



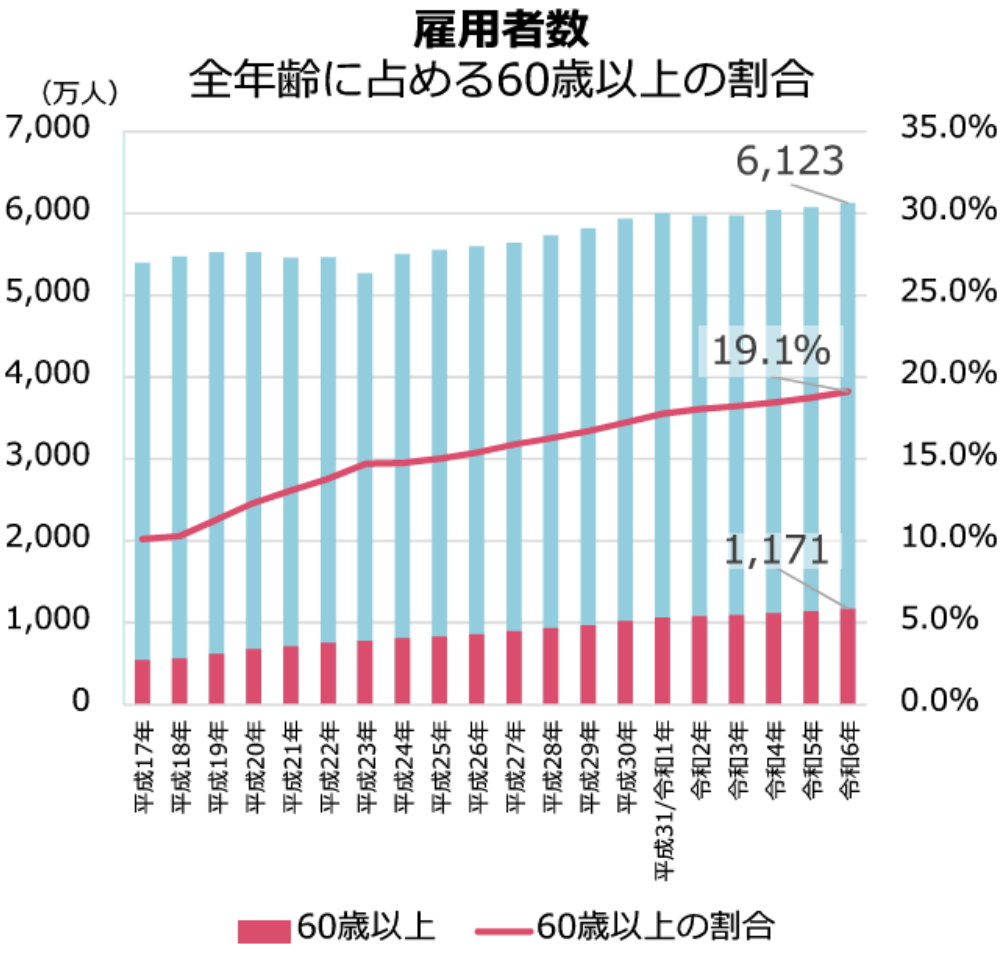


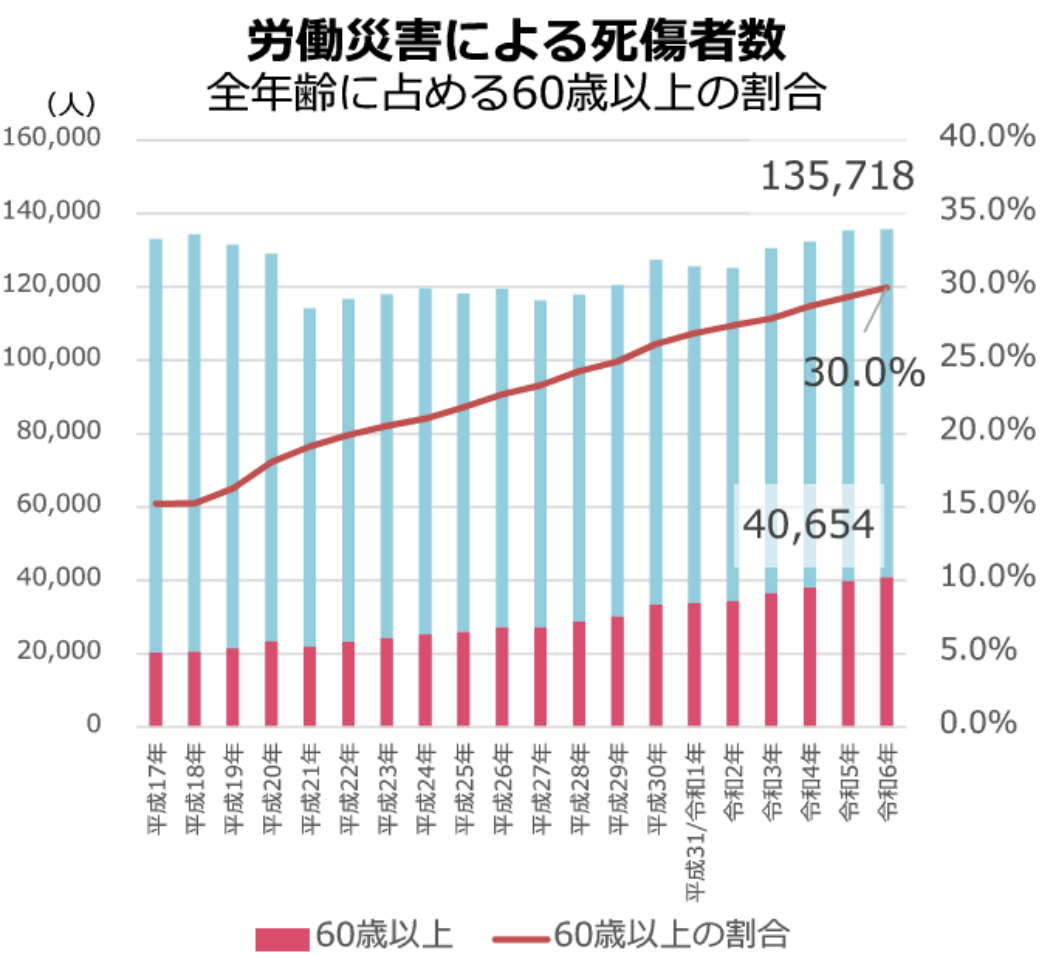
死傷者数は250人前後で推移する中、**高年齢者(60歳以上)の割合は微増傾向**にあり、近年は**3人に1人以上が高年齢者**という状況になっている。

対して、エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組みを実施している事業場は、**増加傾向にあるものの未だ2割に満たず**、高年齢者の労働災害防止対策は進んでいない。

高年齢労働者をめぐる現状

全国統計　雇用者数・死傷者数における高年齢者の割合

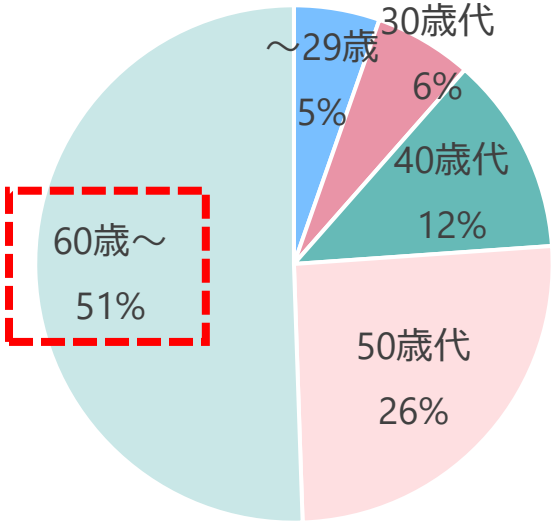




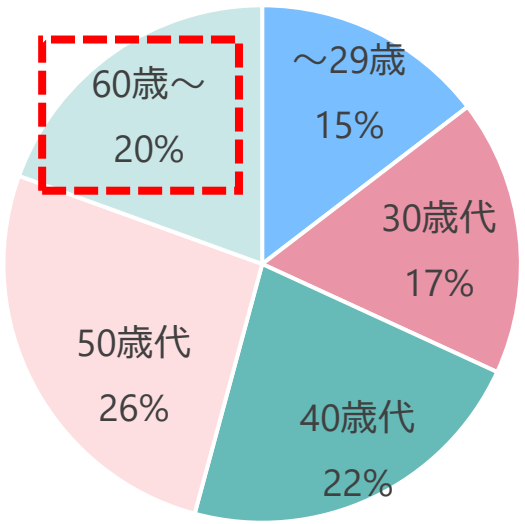
行動災害とは？

転倒、**動作の反動・無理な動作(腰痛等)**など、**作業者の作業行動に起因する労働災害**のこと。近年増加傾向にあり、**高年齢者(60歳以上)**の割合も高くなっています。

転倒



動作の反動・無理な動作



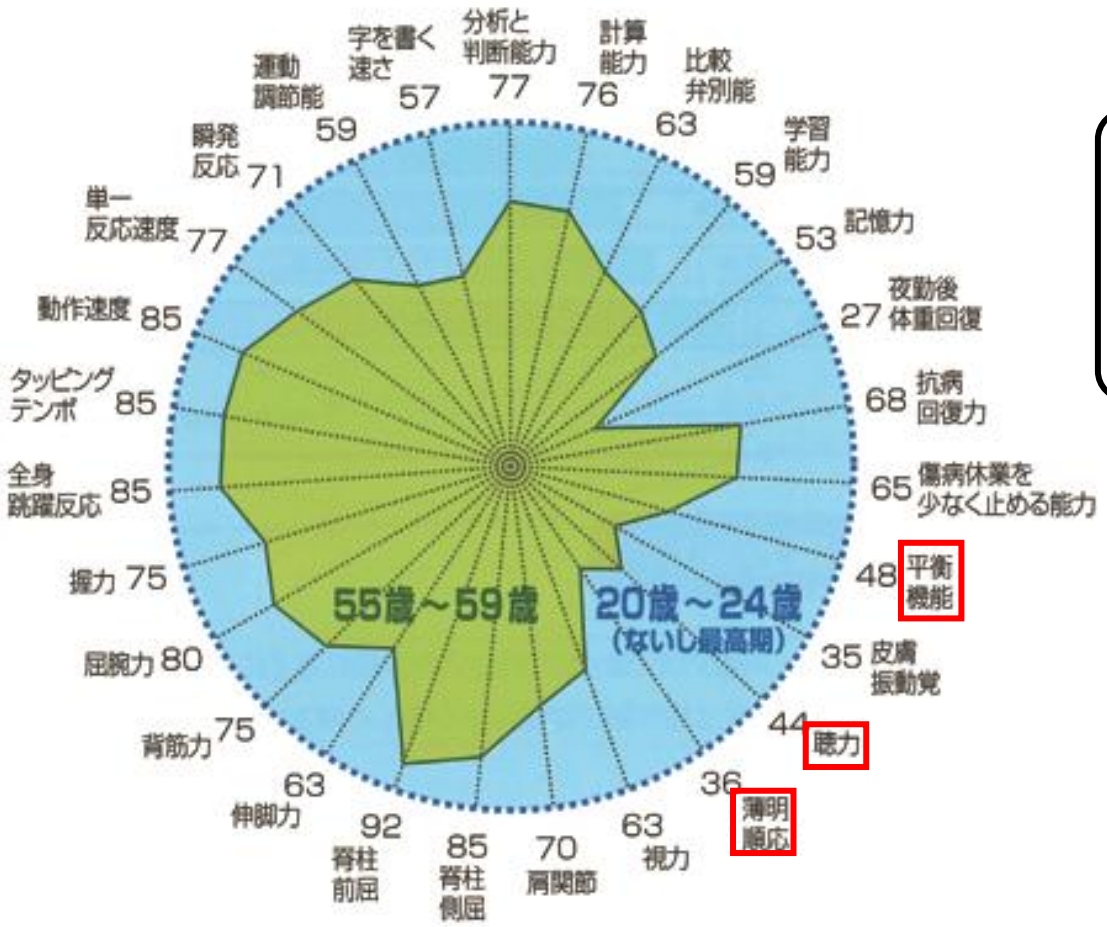
三重局　死傷災害発生数(R7)

高年齢労働者の割合は、**転倒**の**約1/2**、**動作の反動・無理な動作**の**約1/5**を占めます。一般的に加齢とともに筋力、平衡感覚、視力等の**身体機能が低下する**ため、そうした背景を含めた対策が求められます。

高年齢者の特性と労働災害

加齢に伴う身体機能の状況

20～24歳ないし最高期を基準とした場合の55～59歳の者の各機能水準（%）



平衡機能(バランス感覚)、**聴力**、**薄明順応**(暗い所で目が慣れて物が見えるようになる能力)は、**20～24歳に比べて50%未満まで低下している**。

高年齢者の労働災害防止においては、**加齢に伴う身体機能の低下を十分に考慮する必要がある**。

（資料出所）斎藤一・遠藤幸男：高齢者の労働能力（労働科学叢書 53）、労働科学研究所 1980

高年齢者の特性と労働災害

身体機能の低下が及ぼす影響

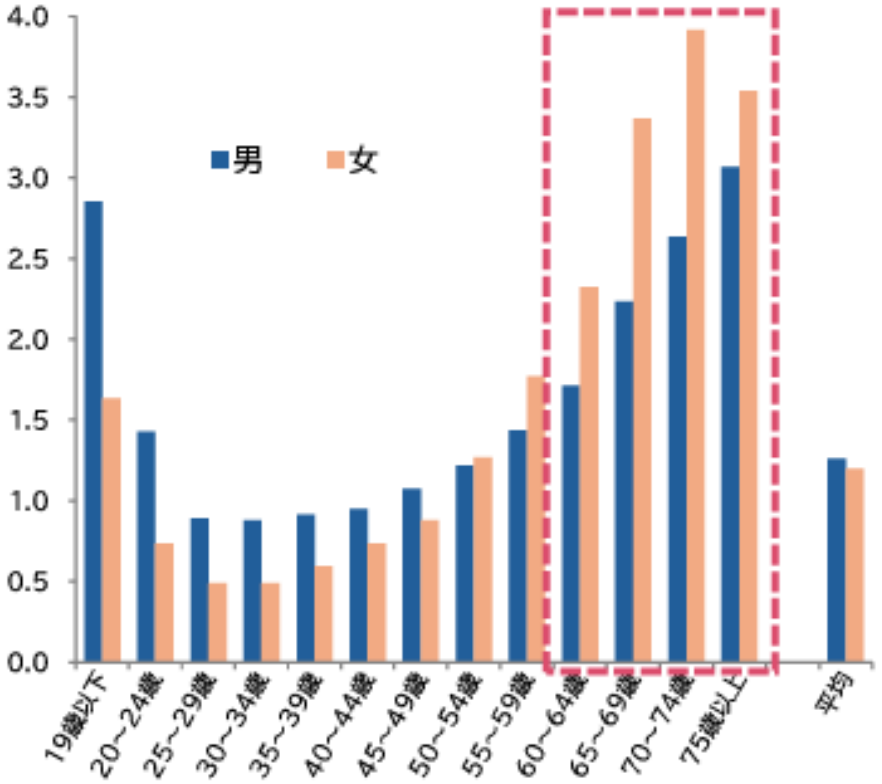
低下する身体機能【例】	影響【例】
視力	段差を見落とす
聴力	ブザー音や周囲からの注意を聞き逃す
筋力	歩行時に足が上がらない
平衡機能	ふとした時にバランスを崩す
薄明順応	暗い場所に移動した際、段差や障害物を見落とす
敏捷性	転倒を防ぐためにとっさに足を出すことができない
糖尿病に伴う足裏の感覚等	段差等を踏み外す
集中力(睡眠障害等)	機械等に挟まれる
骨密度(骨粗鬆症)	骨折しやすい
治癒力	ケガ・病気が治りにくい

労働災害に遭うリスクが高まる

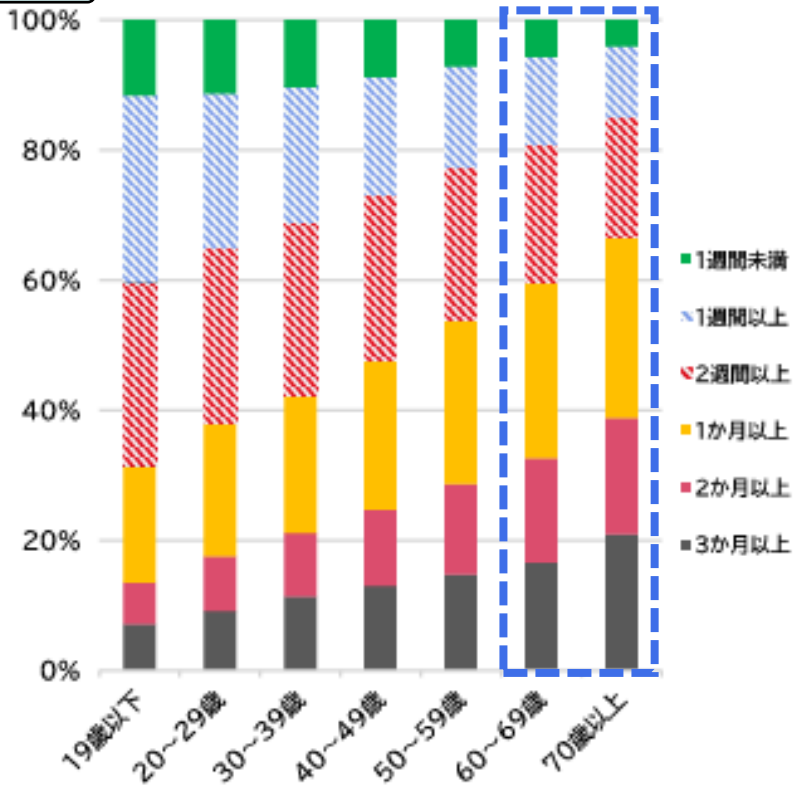
労働災害の休業が長期化する

高年齢労働者をめぐる現状

全国統計　年齢層別労働災害発生率・休業見込み期間



年齢層別労働災害発生率(休業4日以上死傷度数率)(R6)

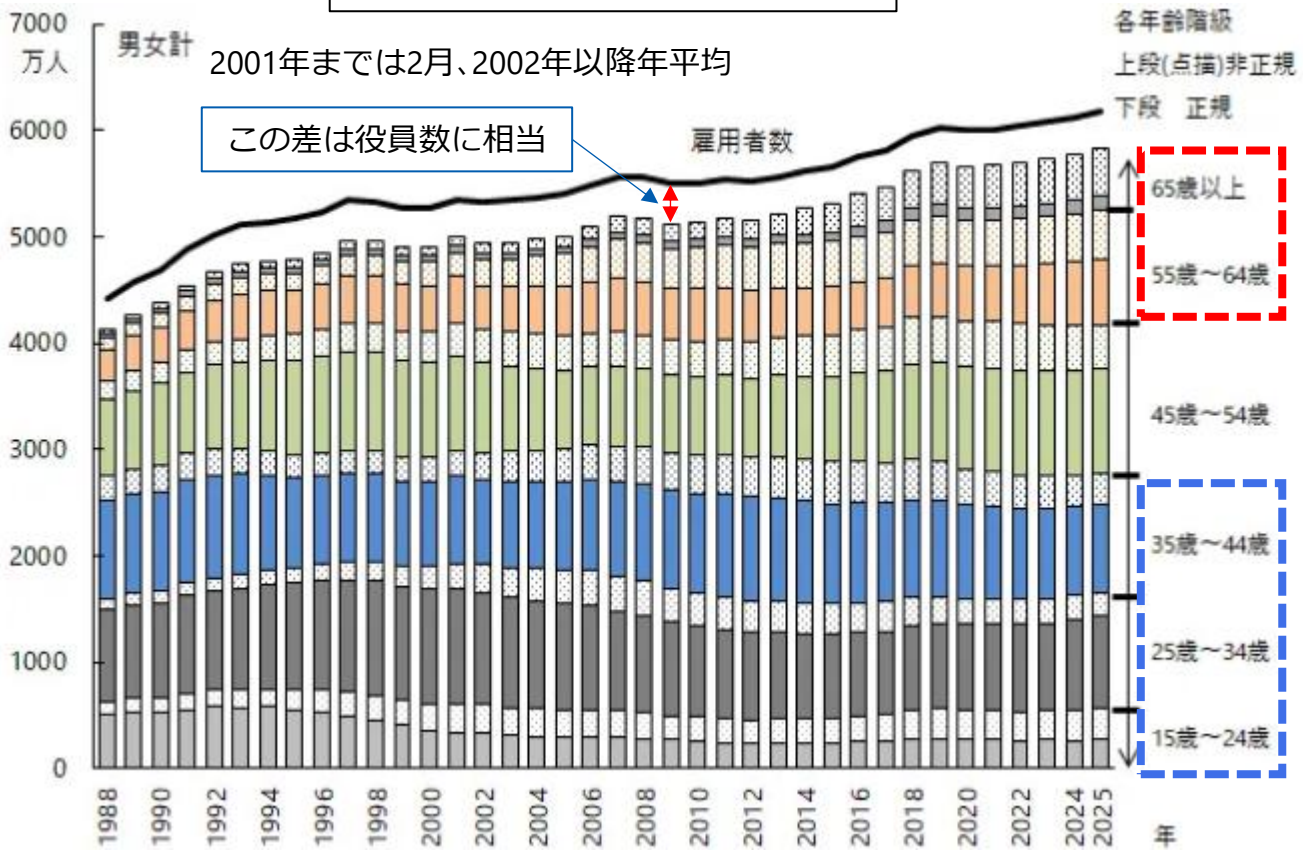


年齢層別労働災害による休業見込み期間(R6)

高年齢者は他の世代より**労働災害の発生率が高く**、労働災害が発生した際は**休業期間が長期化する**傾向にある。

高年齢労働者の労働災害防止の努力義務化

各年齢階級における正規、
非正規別雇用者数(男女計)



独立行政法人労働政策研究･研修機構
「各年齢階級の正規、非正規別雇用者数」より

44歳以下の雇用者数が長期的に減少傾向にある一方、**55歳以上の雇用者数は顕著な増加傾向にある**。

↓

少子化により減少する若年層の労働力を、高年齢労働者と外国人労働者が補うような状況になっている。
今後少子化が劇的に改善することは現状見込めない。

↓

そうした状況の中、ｴｲｼﾞﾌﾚﾝﾄﾞﾘｰｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの**認知度･事業場の取組み率**は**低調なまま**…

↓

安衛法での努力義務化･エイジフレンドリー指針策定により、**高年齢者労働災害防止の推進を図る！**

高年齢労働者の労働災害防止の努力義務化

労働安全衛生法第62条の2

第1項

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置**を講ずるように努めなければならない。

第2項

厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

R8.4.1～
努力義務化！

「高齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)
【R8.2.10公表】

「エイジフレンドリー指針」は「エイジフレンドリーガイドライン(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)」(令和2年策定)が軸になっています。

※**「エイジフレンドリーガイドライン」**は、**「エイジフレンドリー指針」**が策定されたことにより廃止されました。

エイジフレンドリー指針の概要

エイジフレンドリー指針の骨組み

事業者が講ずべき措置

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高年齢者の健康や体力の状況の把握
- 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
- 安全衛生教育

労働者と協力して取り組む事項

国、関係団体等による支援

大枠は**エイジフレンドリーガイドライン**と同じで、内容を微調整したイメージです。

指針はこちら
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00010.html

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

2. 職場環境の改善

最優先！

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- **高年齢者の特性**や**リスクの程度**を勘案し、**事業場の実情に応じた優先順位**をつけて、**施設、設備、装置等の改善**を検討し、必要な対策を講じましょう。
- 各対策例を参考にしてください。

対策例(共通事項)

- 高年齢者は**視力**や**明暗差への対応力**が**低下する**ことを前提に、**通路を含めた作業場所の照度を確保する**。(照明増設、屋根の採光増設、照度の強い懐中電灯の設置等)
- **照度が極端に変化する場所や作業を解消する**。(室内や通路の明暗差を少なくする等)
- **階段には手すりを設け**、**可能な限り**通路の**段差を解消する**。
- 床や通路の**滑りやすい箇所**に**防滑素材**(床材やシート)を採用する。また、作業者に**防滑靴**を使用させる。併せて、**水分・油分を放置せずにこまめに清掃する**。
- 作業者に**墜落制止用器具、保護具等の着用を徹底させる**。
- やむを得ず段差等の解消ができない場合は、**安全標識**や**危険箇所掲示**により**注意喚起を行う**。

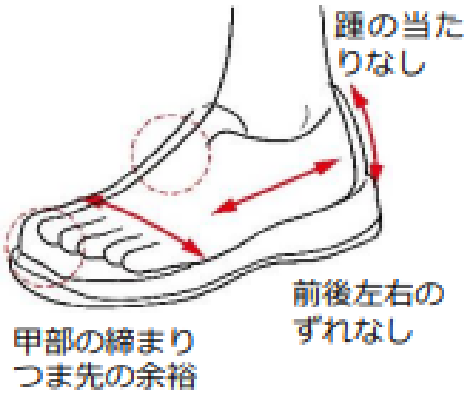
エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

つまずき､滑りを防止するために靴を見直しましょう

サイズ

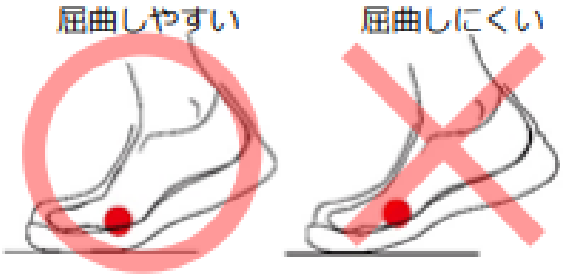
靴と足はフィットしていますか？

足に合った靴は疲労の軽減、事故の防止につながります。



屈曲性

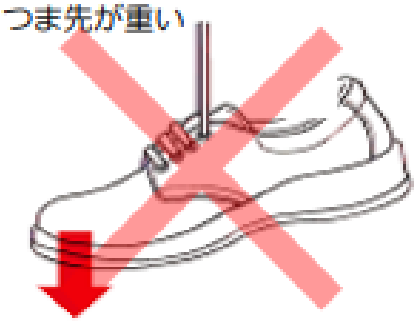
親指から小指の付け根を適度に曲げられますか？



靴の屈曲性が悪いと、疲労の蓄積、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。

重量バランス

靴の前後の重さのバランスはとれていますか？



靴の重量がつま先部に偏っていると、歩行時につま先部が上がりにくく、つまずきやすくなります。

つま先部の高さ

つま先から床面まで一定の高さがありますか？



つま先の高さが低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。

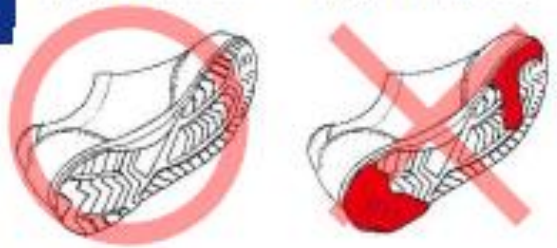
エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

つまずき､滑りを防止するために靴を見直しましょう

靴底の減り具合

靴底がすり減っていませんか？

靴底の減りが大きい
靴は、滑りやすくなります



その他の性能

■静電気帯電防止性
静電気帯電による放電着火の防止と低電圧での靴底からの感電防止性能



■かかと部の衝撃エネルギー吸収性
かかとのクッション性に関係し、かかと部の疲労防止性能



■耐踏抜き性
釘などの鋭利なものから足裏を防護する性能

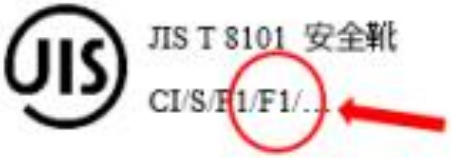


耐滑性の有無

靴の滑りにくさを確認していますか？

耐滑性を有する靴は、以下の箇所で確認できます。

■安全靴の場合
個装箱のJISマーク表示の近くに「F1」または「F2」の表示があるか確認してください



■プロスニーカーの場合
靴のべろ裏面の表示に、耐滑性のピクト表示があるかを確認してください。



2. 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

対策例(重量物取扱いへの対応)

- **補助機器等の導入**により、**人力で取扱う重量を減らす**。
- 腰等に負担のかかる不自然な作業姿勢を解消するために、**作業台の高さ**や**作業対象物の配置**を改善する。
- アシストスーツ等、**身体機能を補助する機器**を導入する。

対策例(介護作業等への対応)

- 作業者の腰部の負担を減らすため、**リフト**、**スライディングシート**、**移乗サポートロボット**等の導入により、**抱え上げ作業を抑制する**。(**ノーリフトケア**)

対策例(情報機器作業への対応)

- パソコン等を用いた作業では、**照明**、**文字サイズの調整**、**必要な眼鏡の使用**等によって、**適切な視環境や作業方法を確保する**。

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

2. 職場環境の改善

(2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

- **高年齢者の特性**(**筋力**、**バランス能力**、**敏捷性**、**全身持久力**、**集中力**、**感覚機能**、**認知機能**等の低下等)を考慮して、**作業内容等の見直し**を検討して実施してください。
- 各対策例を参考にしてください。

対策例(共通事項)

- 勤務形態や勤務時間を工夫する。(短時間勤務、隔日勤務等)
- **ゆとりのある作業速度**、**無理のない作業姿勢**等に配慮した**作業マニュアル**を策定する。
- **注意力**や**集中力**を要する作業について、**作業時間を考慮する**。(連続作業時間が長くなりすぎないようにする等)
- **複数作業の同時進行を避ける**。(**注意力**や**判断力**の低下を考慮)
- **重量物取扱い作業**について、**重量物の小口化**、**取扱い回数の減少**を図る。
- **身体的負荷の大きい作業**では、**定期的な休憩の導入**や**作業休止時間の運用**を図る。

2. 職場環境の改善

(2) 高年齢者の特性を考慮した作業管理

対策例(暑熱作業への対応)

- 脱水症状を生じさせないよう、**意識的な水分・塩分の補給**を勧める。
- **健康診断結果を踏まえた対応**(配慮)を行う。(糖尿病等の持病は熱中症リスクを高める)
- **始業時、休憩明け、退勤時の体調確認**を行い、**体調不良者への対応**を行う。
- 体調不良時には速やかに申し出るよう**日常的に指導する**。
- 熱中症のおそれがある者の早期発見のための体制整備、重篤化防止の措置手順作成、それらの周知を徹底する(**特定の作業では義務化されている**)

対策例(情報機器作業への対応)

- 作業時間が**過度に長くならないよう**、**作業休止時間を適切に設ける**。
- **相当程度の拘束性がある作業**(データ入力等)においては、**各人の特性に配慮し**、**無理のない業務量とする**。

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

なぜ「高年齢者の健康や体力の状況の把握」が重要なのか？

◆ 従来の労働災害防止対策は、**設備面や作業環境を改善する**ことが中心であり、**作業者の個人差(能力、健康状態等)はそれほど重要視されていませんでした。**

◆ 一方、高年齢者の労働災害は、**作業環境**に加え、**身体機能の低下**、**健康状態**、**疲労**等といった**複数の要因が関係しており**、**作業者の個人差による影響が大きくなります**。(同じ環境・同じ作業でも、労働災害になってしまう人とならない人がいる)

年齢による一律の管理ではなく、**各高年齢者の健康や体力の状況を把握し**(本項)、**それらに応じた対応を行う**(次項)ことで、**各高年齢者が安全に働くことができる職場を作る**ことが肝要です。

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

※骨、筋肉、関節、脊髄、神経などが連携して身体を動かす仕組みそのもののこと

フレイル

- 日本老年医学会が提唱した概念(2014)で、**「加齢に伴い体力・気力が低下した状態」(要介護の前段階)**を指します。**「身体的」「精神・心理的」「社会的」の3つの側面**があります。
- **フレイル**になると、**病気になりやすくなる**ことや**QOLの低下を招く**ことがあります。
- **早期に治療や予防をすることで、健常な状態に戻る可能性があります**。

日本版フレイル基準は、フリード氏らのCHS基準がもとになっています。

- **体重減少**: 6か月で2kgの(意図しない)減少
- **筋力低下**: 握力(男性<28kg, 女性18 kg)
- **疲労感**: わけもなく疲れたような感じがする
- **歩行速度**: 通常歩行速度<1.0m/s
- **身体活動**: 運動を週1回もしていない

5項目のうち**3以上該当**だと**フレイル**、**1～2該当**だと**プレフレイル**と判断されます。

ロコモティブシンドローム(ロコモ)

- 日本整形外科学会が提唱した概念(2007)で、**「運動器(※)の障害のために移動機能が低下した状態」**を指します。**進行すると、要介護となるリスクが高まります**。
- **早期の対策や治療により回復が可能です。**
- **ロコモ**は**フレイル**よりも早い時期から現れ、移動機能の低下によって社会参加に支障をきたす「**ロコモ度3**」が**身体的フレイル**に相当する段階と言えます。

ロコモは**「立ち上がりテスト**(どの高さの台から立ち上がれるかを測る)」「**2ステップテスト**(2歩の歩幅を測る)」「**ロコモ25**(25の質問に答える)」の**3つのテスト**で判定します。テスト結果により、**ロコモ度**を判定できます。

- **ロコモ度1**: ロコモが始まっている状態
- **ロコモ度2**: ロコモが進行した状態
- **ロコモ度3**: 社会参加に支障をきたしている状態

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- **雇入時**や**定期**の**健康診断**を**確実に実施してください。**(**基本的に義務ですが**)
- **健診結果通知**時に、**産業保健スタッフ(産業医、衛生管理者等)**から**各項目を丁寧に説明する**等、**高年齢者が自らの健康状況をよく理解できるような取組み**を実施しましょう。

ポイント

- 健康診断結果を**どのように労働災害防止対策に活用するか**が重要です。
- **持病**や**身体機能の低下**が**労働災害につながることを意識しましょう。**(**視力低下**による**段差の見落とし**や**交通事故**、**糖尿病**による足裏の感覚低下で**踏み外し**、**睡眠障害**による集中力低下で**挟まれ**や**転倒**)
- **持病**や**身体機能の低下**は**高年齢者本人が自覚していない**ことも多いため、**健診結果を通知するだけ**(紙を渡すだけ)**では十分とは言えません。**

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

(2) 体力の状況の把握

- 高年齢者の体力の状況を、**事業者**、**本人**の**双方**が**客観的に把握**しましょう。
- 体力チェックは**1年に1回**等、**継続的に行いましょう**。(事業者が本人の体力に合った作業に従事させるとともに、本人が自らの身体機能の維持向上に取り組めるように)
- **青年期(20代～)**、**壮年期(40代～)**から体力チェックを実施することが望ましいです。

体力チェックの方法

- フレイルチェック(自治体)
- 転倒等リスク評価セルフチェック票(厚労省)
- 全身持久力(CRF)の評価方法(安衛研)
- 新体力テスト(スポーツ庁)

まずは現状把握から！

松阪市
https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/koureisya-wel/hatsuratsu.html

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

労働安全衛生総合研究所
https://tairyoku.records.johas.go.jp/calc_crf

スポーツ庁
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop03/list/1371914.htm

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

身体能力のチェック

転倒等リスク評価セルフチェック票

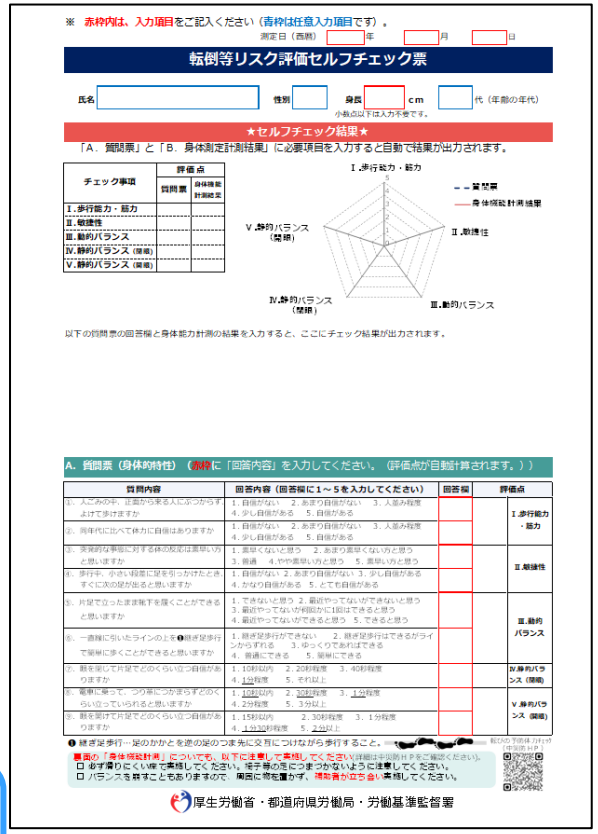
チェック票(入力可能なエクセルファイル)のほか、様々な情報を掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html

自己評価

差を認識する

測定結果





解説動画を掲載しています(中災防)

https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/

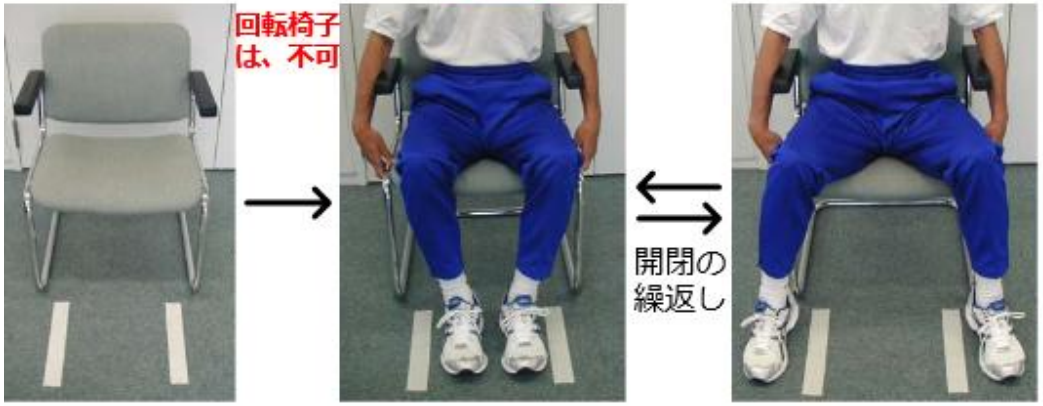
エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25 ～28	29 ～43	44 ～47	48～

身体能力のチェック

② 座位ステッピングテスト（20秒間で何回開閉できますか）

あなたの結果は ➡ ［　　］回／20秒



Ⅱ.敏捷性　　**評価点** ［　　］

□ **計測方法**

- 座面の高さ**40cm**の背もたれがある椅子、足元に養生テープ等で**30cm**幅のラインを用意します。
- **椅子に浅く座り、両手で座面を握り身体固定**させ、**両足をラインの内側に置き**、「始め」の合図で、つま先をラインの**外側の床**にふれ ⇒ **内側の床**にふれ⇒**外側の床**にふれ、**内側の床**にふれ、・・・をできるだけ早く繰り返します。
- 練習（5秒程度）の実施後、足を内側の位置に戻し、**20 秒間**で**何回内側に両足のつま先をついたかを数えます。**
- ラインを踏んだり、足を擦って移動した場合、つま先が床にタッチしない場合はカウントしません。

解説動画

計測編

https://www.jisha.or.jp/order2023/korobi/



- 計測編（準備運動）
- 計測編_座位ステッピングテスト（敏捷性）
- 計測編_ファンクショナルリーチ（動的バランス）
- 計測編_開眼片足立ち（静的バランス）

体力チェックを定期的に実施し、**結果を前回と比較すること**で、**体力の維持向上への意欲**や**作業への注意力**が高まります。

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

体力チェック時のポイント

- 事業場における働き方や作業ルールに合わせた体力チェックを実施しましょう。
- **体力チェックが高負荷になりすぎないよう**配慮しましょう。(体力チェックでケガをしては本末転倒)
- **安全に作業するために必要な体力**について、**測定方法**や**評価基準**は安全衛生委員会での審議等を踏まえて**ルール化する**ことが望ましいです。

評価基準を設ける場合

- 作業内容等に照らして**合理的な水準**に設定しましょう。
- **水準に満たない労働者**がいる場合は、**当人の体力でも安全に作業ができるように職場環境の改善**に取り組むとともに、**当人も体力の維持向上に努めましょう**。

評価基準を設けない場合

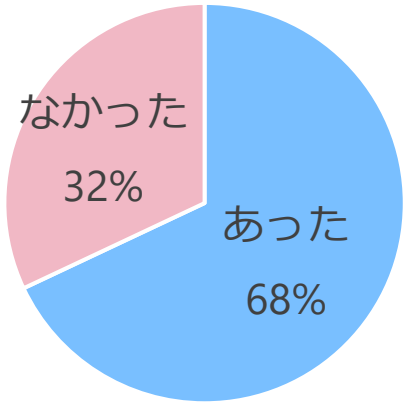
- 体力チェックを**高年齢者本人の気付きにつなげる**とともに、**作業について考慮すべきこと(負荷等)を検討する際に活用しましょう。**

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

※ 松阪市内の介護施設が実施された際のデータをいただきました。

身体機能評価の追跡調査アンケート

対象: 身体機能評価を実施した60歳以上女性職員24名 (回答: 22名)



身体機能評価を実施して、身体(健康)に対する意識の変化はありましたか？

どのような意識の変化がありましたか？

- できるだけ**階段を使って足腰を鍛える**ように頑張っています。
- **自分はまだ大丈夫だ**と過信せず、日々の健康状態を意識し、**家事の合間に軽く運動を行う**ようになりました。
- **筋トレに通っている回数を増やしました。**
- **できると思っていた項目が予想外にできなかった**ので、過信せず**どんな場面でも慌てず走らずゆっくりと慎重に動作する**ようになりました。**今までは廊下で1日2回は躓いていましたが、現在はほとんどない。**
- **週3回30分くらい歩いています。ラジオ体操は時々します。**
- **下半身を強化するために体操をしている。**

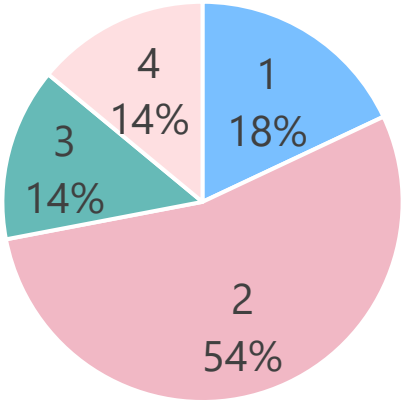
3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

※ 松阪市内の介護施設が実施された際のデータをいただきました。

身体機能評価の追跡調査アンケート

提示した自主トレーニングは継続していますか？

1. 定期的に実施できている
2. 提示されたものは行っていないが、定期的に運動は行っている
3. 何度か実施したが、現在は行っていない(やめてしまった)
4. 実施していない



要望事項等

- **10回だけ腹筋するとかスクワットするとか、そんなスペースがあればいい**なと思う。
- **定期的に指導や相談などできるとありがたい**です。
- **月1回でもみんなができる運動**または**レクリエーション**的な事、**普段話せないことが話せる場**が欲しい。
- **危険箇所の点検、整備、啓発を継続して欲しい。2年に1回程度今回のようなチェックをして欲しい。**
- **身体に負担のかかる事**(重いものを持つ、高い所での作業)**は控えるよう認めて欲しい。他部署も協力して欲しい。**

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- 健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。
- **基礎疾患の罹患状況**を踏まえ、**労働時間の短縮**、**深夜業務の回数の減少**、**作業転換**等の措置を講じましょう。(**加齢にしたがって脳・心臓疾患が起こる確率が増加します**)

ポイント

- 健康診断や体力チェック等の結果、高年齢者の労働時間や作業内容を見直す必要がある場合は、**産業医等の意見を聴いて実施しましょう**。
- 業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、当人に状況を確認して、十分な話し合いを通じて**当人の了解が得られるよう努めましょう**。

個々人の状況に合わせた柔軟な対応を検討して実施しましょう。

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(2) 高年齢者の状況に応じた業務の提供

- 健康や体力の状況は**個人差が大きい**ため、安全と健康の観点を踏まえ、**各人に適合する業務をマッチングさせる**よう努めましょう。
- 個々人の状況に応じた対応を行う際には、健康や体力の状況のほか、**職場環境の改善状況**も含めて検討しましょう。

ポイント

- **労働時間の状況**や**作業内容**により、個々人の**心身にかかる負荷が異なる**ことに留意しましょう。
- **危険有害業務**を伴い、**労働災害リスクの高い製造業**、**建設業**、**運輸業**等の労働環境と、**第三次産業等**の労働環境とでは、**必要とされる身体機能等に違いがある**ことに留意しましょう。(運輸業等においては運転適性の確認を重点的に行う等)
- 疾病を抱えながらも働き続けることを希望する高年齢者については、**「治療と就業の両立支援指針」**に基づいた治療と就業の両立に取り組むよう努めましょう。

指針→ https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001666819.pdf

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置

- **「体力の状況の把握」**(スライド34～)も踏まえ、**集団**及び**個々**の高年齢者を対象として、**身体機能等の維持向上のための取組みを実施する**ことが望ましいです。
- **「①事業場における労働者の健康保持増進のための指針」「②労働者の心の健康の保持増進のための指針」**に基づき、**健康保持増進対策推進体制の確立**や、**健診結果等に基づく運動指導、栄養指導、保健指導、メンタルヘルスケア等の実施**等について、**組織的に取り組みましょう**。

指針①→ https://www.mhlw.go.jp/content/001080091.pdf
指針②→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00002.html

「4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応」のまとめ

把握した個々人の状況に対して…
(1) 個々人の就業内容の変更(負担軽減、作業転換等)
(2) 業種、作業内容、疾病等を踏まえ、各人に適した業務を提供する
(3) 組織的に労働者の心身両面にわたる健康保持増進に取り組む(身体機能の維持向上等)

エイジフレンドリー指針【事業者が講ずべき措置】

5. 安全衛生教育

(1) 高年齢者に対する教育

- 安衛法に定める雇入れ時等の**安全衛生教育**、危険有害業務に係る**技能講習**や**特別教育**を確実に行いましょう。(**元より義務ですが**)
- **十分な時間をかける**とともに、**文字以外の情報(写真、図、映像等)**を活用しましょう。
- 再雇用、再就職等により高年齢者が**経験のない業種や業務に従事する場合**は、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

ポイント

- 高年齢者が、**自らの身体機能等の低下が労働災害につながることを自覚し**、**体力維持や生活習慣改善の必要性を理解する**ことが重要です。
- 体力チェックを通じ、高年齢者が、**自らの身体機能等の客観的な認識の必要性を理解する**ことが重要です。
- 高年齢者の転倒災害は危険に感じられない場所でも発生するため、**わずかな段差等にも常に注意を払うよう意識付けをする**ことが有効です。

5. 安全衛生教育

(1) 高年齢者に対する教育

ポイント

- 第三次産業の多くで見られる**軽作業**や**危険と認識されていない作業**であっても、**高年齢者は労働災害に至る可能性がある**ことを周知しましょう。
- **危険予知訓練(KYT)**を通じた**危険感受性**(スライド8)**の向上教育**や、VR技術を活用した**危険体感教育**の活用も有効です。
- 介護を含むサービス業では、**コミュニケーション等の対人面のスキル教育**も**労働者の健康維持に有効**と考えられています。
- IT機器に詳しい若年労働者と、現場で培った経験を持つ高年齢者の交流を通じて、相互に知識経験の活用を図りましょう。

5. 安全衛生教育

(2) 管理監督者等に対する教育

- **事業場内で教育を行う者、高年齢者が従事する業務の管理監督者、高年齢者と共に働く労働者**に対して、**高年齢者の特性**と**高年齢者の労働災害防止対策**についての教育を行うことが望ましいです。
- 高年齢者の身体機能を補助する機器や装具に触れる機会を設けると、**理解が深まります**。

ポイント

- **管理監督者**へは、**高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性**を教育します。
- 加齢に伴う労働災害リスクの増大への対策、**管理監督者**の責任、労働者の健康問題が経営に及ぼすリスク等について教育に盛り込みましょう。
- 高年齢者が脳･心臓疾患を発症する等、**緊急対応が必要な状況が発生した場合**に適切に対応できるよう、**救命講習**や**緊急時対応の教育**を行うことが望ましいです。

エイジフレンドリー指針【労働者と協力して取り組む事項】

労働者と協力して取り組む事項

- **事業者**は、高年齢者の特性に配慮した**作業環境の改善**、**作業の管理**その他必要な措置を講ずるように努め、**個々の労働者**は、**自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを理解し**、**労使の協力のもとで取組みを進める**ことが必要です。

ポイント

- **事業者**は**これまでのスライドで説明した1～5の取組み**を進めますが、**取組みを効果的なものとするには個々の高年齢労働者の理解や協力が必要不可欠**です。
- **高年齢労働者**も、自身が働きやすい職場作りのため、**自身の健康と体力の状況を知り**、それを活用するとともに、**自身の身体機能の維持向上等に取り組む**必要があります。
- そのように労使協力して初めて、**効果的な高年齢者労働災害防止対策につながります**。

エイジフレンドリー指針【国、関係団体等による支援の活用】

国、関係団体等による支援の活用

(1) 中小企業、第三次産業における高年齢者労働災害防止対策の取組み事例の活用

- 厚生労働省、労働災害防止団体、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構等のウェブページ等で提供されている取組み事例を参考にしましょう。



みんなの安全を、みんなで守り合う。

SAFEコンソーシアム のご活用を！

Safer Action For Employees

従業員の幸せのための安全アクションを

推進する活動体の名称です

- SAFEの趣旨に賛同した企業・団体でコンソーシアムを構成し、**労働災害問題の協議、加盟者間の取組みの共有**等を行っています。(**加盟無料**)
- 安全衛生活動の優良事例を顕彰する**SAFEアワード**を実施しており、**受賞事例を公開しています**。ぜひご活用ください。→ https://safeconsortium.mhlw.go.jp/award/

国、関係団体等による支援の活用

(3) 補助金等の活用

- 高年齢者労働災害防止のための職場環境整備に意欲のある中小企業を支援する補助制度等を活用し、職場環境の改善を図りましょう。

エイジフレンドリー補助金

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

目的

- 高年齢者労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組みの計画を審査の上、効果が期待できるものについて補助金を支給します。

対象

次のいずれも満たす中小企業事業者であること。

- **1年以上**事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者が常時1名就労していること

国、関係団体等による支援の活用

(3) 補助金等の活用

エイジフレンドリー補助金

申請期間

申請期間: 令和8年5月20日～令和8年10月31日まで
(労働安全衛生の専門家を活用したリスクアセスメントの実施申請は令和8年5月20日から令和8年8月31日まで)

まずQ&Aをご確認いただくか、事務センターへご相談ください。
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001715765.pdf

- 「専門家総合対策コース第1段階」を省略し、第2段階から直接申請できますか。(問25) ➢ 可能(条件あり)
- 床に配線がむき出しになっているため、床を嵩上げして配線を床下に収納する工事は、補助の対象となりますか。(問31) ➢ なりません
- 介護施設等において、電動ベッドの購入は補助の対象となりますか。(問38) ➢ なりません
- 「WBGT指数計」について、補助の対象となりますか。(問57) ➢ なりません

エイジフレンドリー指針のポイント

経営トップの方針表明・推進体制整備ののち、リスクアセスメントを実施しましょう。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入を最優先に、職場環境を改善しましょう。

高年齢者の健康や体力の状況を把握し、それに応じた対応を実施しましょう。

安全衛生教育のほか、労使協力の下での取組み、国等による支援(助成金等)を活用しましょう。

いつ始める？



トピックス(ストレスチェック努力義務特例終了)

労働者数50人未満の事業場でも、ストレスチェックが義務になります

R10.4.1～義務化！

労働者数50人未満の事業場においては、現在、「**当分の間**」の**特例**としてストレスチェックの実施が**努力義務**となっています。

メンタルヘルス労災請求の急増といった昨今の事情を受け、こちらの特例措置が終了となります。(令和10年4月1日施行)

現在ストレスチェックを実施していない事業場においては、**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**、**地域産業保健センター**等を活用し、施行に向けて準備を進めてください。

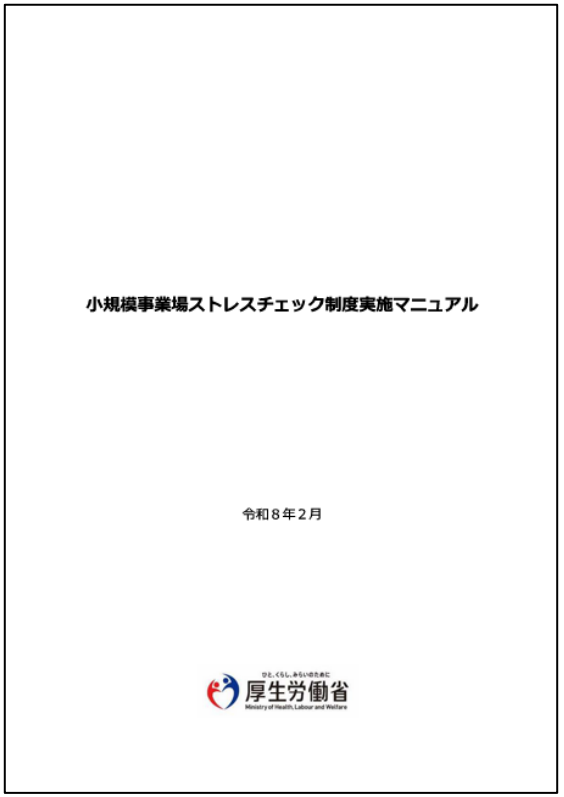
トピックス(ストレスチェック努力義務特例終了)

労働者数50人未満の事業場でも、ストレスチェックが義務になります



ストレスチェック制度の解説が記載されたパンフレットです。

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/160331-1.pdf



小規模事業場向けのストレスチェック実施マニュアルです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70761.html



メンタルヘルスケア指針の解説が記載されたパンフレットです。(指針全文も記載されています)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71447.html

エイジフレンドリー指針に基づき、高年齢者労働災害防止を推進しましょう！

ご清聴
ありがとう
ございました！



まつさか　まもる



あわてず　まつぞう